

54. 01

**色彩のみからなる商標の
願書への記載（商標の記載）について**

色彩のみからなる商標について、願書の商標記載欄に記載する商標（以下「商標見本」という。）は、商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真、あるいは、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真でなければならない¹。

単一の色彩からなる色彩のみからなる商標（以下「単色の商標」という。）、複数の色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標（以下「色彩を組み合わせる商標」という。）及び商品等における色彩を付する位置を特定した色彩のみからなる商標（以下「位置を特定した色彩のみからなる商標」という。）の各々の種類に応じた願書への記載については以下のとおり取り扱う。

1. 単色の商標**(1) 商標見本の形状**

商標記載欄への記載については、「なるべく商標登録を受けようとする色彩が全体にわたり表示された図又は写真によって記載する」²こととなっていることから、商標記載欄全体に色彩を表示したものが望ましいが、商標記載欄の一部に色彩を表示したものも許容される。ただし、特定の文字や図形を認識させる表示は、色彩のみを表示したものと認められず、色彩のみからなる商標の商標見本としては不適切である。そのため、特定の図形的要素を認識させない、必要最小限の方法での表示のみ認めることとする。

そこで、商標記載欄の一部に色彩を表示したものである場合、商標記載欄に表わされた色彩の全体の形状が正方形及び長方形（それらに準じるものも含む）であれば、特定の文字や図形を認識させない表示として認めることとする。正方形及び長方形（それらに準じるものも含む）以外の形状で記載されている場合は、図形と色彩との結合商標にあたり、色彩のみからなる商標を表したものと認められないことから、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(2) 商標見本における色彩の表し方

(1)の商標見本の形状として認められる範囲全体に1色を表示したものであれば、商標見本として認められる。

¹ 「商標法施行規則第4条の4」参照

² 「商標法施行規則様式2備考7ヨ」参照

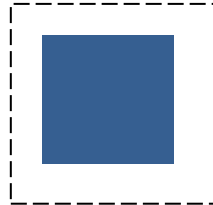
54. 01

(例1) 単色の商標の商標見本として認められるもの

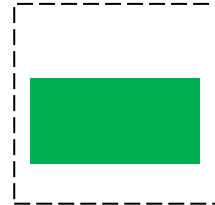
(例1-1)



(例1-2)



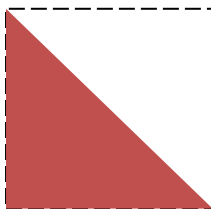
(例1-3)



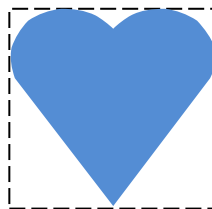
※例1-2 及び 例1-3における破線は、商標記載欄の枠線を便宜上表したものである。

(例2) 単色の商標の商標見本として認められないもの

(例2-1)



(例2-2)



(例2-3)



※例2-1、例2-2及び例2-3における破線は、商標記載欄の枠線を便宜上表したものである。

2. 色彩を組み合わせてなる商標

(1) 商標見本の形状

1. (1)と同様とする。

(2) 商標見本における色彩の表し方

色彩を組み合わせてなる商標の場合には、商標見本の形状として認められる範囲全体に複数の色彩を表示するにあたり、必然的に当該範囲を異なる色彩により分割することとなる。1. (1)同様、特定の文字や図形を認識させる表示は、色彩のみを表示したものとは認められず、色彩のみからなる商標の商標見本としては不適切であることから、分割方法は、図形的要素を認識させない、必要最小限の方法によるべきである。

そこで、2以上の色彩を表すのに最も端的な方法と認められる、複数の色彩を直線的かつ平行に組合せた方法（それに準じるものも含む）で表示されている場合には、特定の文字や図形を認識させない表示として認めることとする。

直線的かつ平行に組合せた方法（それに準じるものも含む）以外の方法で記載されている場合は、図形と色彩との結合商標にあたり、色彩のみからなる商標を表したものは認められないことから第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

なお、複数の色彩が直線的かつ平行に組み合わせられていれば、色彩間の位置関係は、縦方向・横方向・斜め方向、いずれであっても認められる。また、色彩をグラデーションで表示することも可能とする。

(例3) 色彩を組み合わせる商標の商標見本として認められるもの

(例3-1)



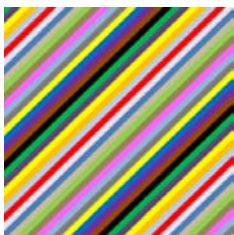
(例3-2)



(例3-3)



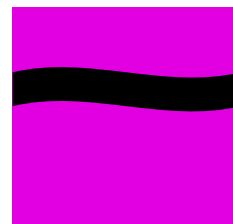
(例3-4)



(例3-5)



(例3-6)



※例3-6は、直線的かつ平行に組合せた方法に準じる方法で記載されたものとして考えられる例。

(例4) 色彩を組み合わせる商標の商標見本として認められないもの

(例4-1)



(例4-2)



(例4-3)



3. 位置を特定した色彩のみからなる商標

位置を特定した色彩のみからなる商標については、「商標登録を受けようとする色彩及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該色彩及びそれを付する位置が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。」こととなっている³。

(1) 商標見本の形状（商品等の全体形状の表し方）

「商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図または写真」⁴により、色彩のみからなる商標を願書に記載する場合、商標見本は、色彩を付する商品等の全体形状を明確にしたうえで、色彩が付される位置が特定されるように表示されていなければならない。

なお、「その他の部分」の描き方は、破線に限らず、実線で描かれていても他の色彩で着色してあってもよく、【商標の詳細な説明】を考慮して、商標登録を受けようとする色彩が付される位置が明確に特定されるように表示されていれば認められる。

全体形状が不明確であること等により、色彩が付される位置が特定されるように表示されているとは認められない場合は、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。また、色彩を付する商品等以外の要素が商標見本に表されている場合、それらの要素は色彩を付する位置を特定するのに必要な構成要素とは認められないことから、それらを含むものは第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(2) 商標見本における色彩の表し方（商品等における特定された位置の表し方を含む）

位置を特定した色彩のみからなる商標についても、1. (1) 同様、特定の文字や図形を認識させると認められる表示は、色彩のみを表示したものとは認められず、色彩のみからなる商標の商標見本としては不適切である。

色彩を付する位置が商品等の部位・部品等の全体である場合、3. (1) の方法により表された商品等の全体形状のうち、色彩を付する部位・部品等の全体に色彩を表示することとなる。この場合、色彩を付する位置として特定された商品等の部位・部品等の形状以外に特定の文字や図形を認識させる要素はないから、色彩のみからなる商標の商標見本として認められる。

色彩を付する位置が部位・部品等の全体ではなく、それらの一部分である場合には、色彩を付する位置が商品等の形状（部位・部品等の形状を含む）に沿った形で表されており、【商標の詳細な説明】において当該位置が明確かつ特定の図形を認識させない方法で特定されていれば、特定の文字や図形を認識させ

³ 「商標法施行規則様式2備考7タ」参照

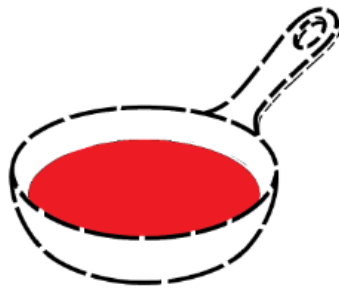
⁴ 「商標法施行規則4条の4第2号」参照

ないものとして、色彩のみからなる商標の商標見本として認められる。一方、色彩を付する位置が商品等の形状（部位・部品等の形状を含む）に沿っていない場合には、色彩を付する位置を特定するのに必要最小限の表現と認められる場合であって、【商標の詳細な説明】において当該位置が明確かつ特定の図形を認識させない方法で特定されている場合に限り、商標見本として認めることとする。すなわち、色彩を付する位置が、正方形、長方形及び丸（これらに準ずるものを含む）により特定されている場合に限り、色彩を付する位置を特定するのに必要最小限の方法と認めることとする。上述の形状以外である場合には、色彩以外に特徴的な図形を認識させるものとなることから、色彩のみからなる商標を表したものは認められず、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

（例5）位置を特定した色彩のみからなる商標の商標見本として認められるもの

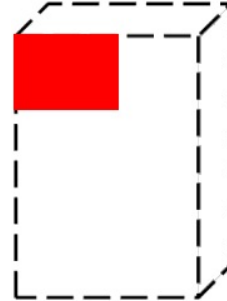
（例5-1）

商品等の位置を特定した色彩のみからなる（フライパンの内側底面を赤色とする）商標の商標見本として認められるもの



（例5-2）

商品等の位置を特定した色彩のみからなる（商品の包装容器の正面左上部を赤色とする）商標の商標見本として認められるもの

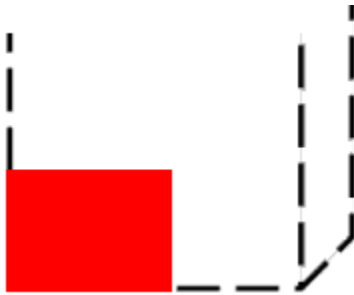


54. 01

(例6) 位置を特定した色彩のみからなる商標の商標見本として認められないもの

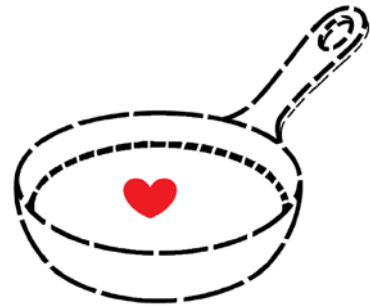
(例6-1)

商品等の位置を特定した色彩のみからなる(商品の包装容器の正面左下部を赤色とする)商標の商標見本として認められないもの(全体形状が不明確であることから、位置が不明確)



(例6-2)

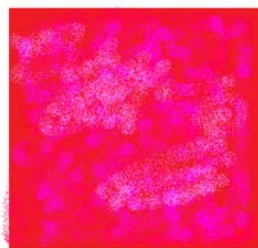
商品等の位置を特定した色彩のみからなる(フライパンの内側底面中央部を赤色とする)商標の商標見本として認められないもの(特定の図形を認識させる)



4. その他(色彩が特定できない場合)

色彩を表した部分に付された色彩が一定ではない(グラデーションの場合を除く)こと等により、商標見本から特定される色彩が明確に判別できない場合には、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例7) 色彩が明確に特定されているとは言えないことから、色彩のみからなる商標の商標見本として認められないもの



(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)